

# 技能振興コーナーつうしん

若年者のものづくり離れや技能離れがみられる中、これからの産業を支える技能者の育成等が課題となっており、技能振興コーナーでは、厚生労働省から委託を受けて「若年技能者人材育成支援等事業」を実施しています。

## ものづくりマイスター制度が見直されました

厚生労働省では、ものづくりの現場においてDX（デジタルトランスフォーメーション）化を始めとした環境の変化が大きくなっていることから、各マイスターの役割等の見直しを行い、令和4年10月から新しい「ものづくりマイスター制度」が始まりました。その主な内容は、次のとおりです。

### 1 「ものづくりマイスター」、[ITマスター] 及び [テックマイスター] の3類型が1類型へ統合されました

情報技術によるシステム構築などを「ものづくり」と広くとらえ、これまでの3類型を「ものづくりマイスター」に統合し、指導領域により3つの部門に分けることとされました。

旧	新	役割
ものづくりマイスター	ものづくりマイスター	建設・製造系の技能の指導
テックマイスター	ものづくりマイスター (+DX)	(DX技術を伴う) 生産性の向上を目的とした改善指導
ITマスター	ものづくりマイスター (IT部門)	情報技術関連分野の指導

### 2 IT部門の認定対象職種が拡充されました

IT部門の職種として「クラウドコンピューティング」、「サイバーセキュリティ」、「モバイルアプリケーション開発」、「3Dデジタルゲームアート」、「AI・機械学習」及び「データサイエンス（ビッグデータ）」の6職種が追加されました。

### 3 実務経験年数要件が見直され指導経験年数要件が設けられました

必要な実務経験年数は1級技能士等資格取得後のものとされるとともに、指導経験年数が要件として追加されました。

旧		新	
ものづくりマイスター テックマイスター	実務経験 15年以上	ものづくりマイスター ものづくりマイスター (+DX)	1級技能士等資格取得後、 実務経験5年以上 (うち指導経験3年以上)
ITマスター	実務経験 7年以上	ものづくりマイスター (IT部門)	1級技能士等資格取得後、 実務経験3年以上 (うち指導経験3年以上)

※職業訓練指導員免許保持者については指導経験不要

## ものづくりマイスター等の実技指導の状況

### 1 企業及び学校での実技指導

中小企業・業界団体や職業系高校からの要請に基づき、ものづくりマイスター・熟練技能者を派遣して実技指導を行っています。今年度は11月末までに、延べ68名を派遣し、延べ307名が受講しています。

区分	指導職種
企業・団体	造園、フライス盤、配電盤・制御盤組立て、建築大工、とび、左官、建築配管、電気製図、溶接
職業系高校	IT活用、室内園芸装飾



配電盤・制御盤組立て



溶接



室内園芸装飾

### 2 公共施設等でのものづくり体験教室

令和4年11月13日(日)に佐賀県立産業技術学院で3年ぶりに開催されたさがものづくり技能フェスタにおいて、各技能士会や職業訓練校等の協力により、ものづくり体験教室を実施しました。当日は約800名の参加者があり、コケ玉、万華鏡づくりなど10コースのものづくり体験に400名が取り組みました。



万華鏡づくり体験



コケ玉づくり体験



オルゴールごまづくり体験

このほか、10月2日(日)にモラージュ佐賀において、親子で体験ものづくりを開催し、ろくろ・下絵付けなど4コースに200名が参加し、ものづくりの楽しさや大切さを体験しました。